資料３－２

第６次生涯学習推進計画策定基本方針（案）

１　生涯学習の理念の記載

生涯学習（意味）は、生活の向上、職業上の能力の向上や自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら、生涯を通じて行う学習である。

生涯学習（種類）は、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行われるものである。

生涯学習（理念）は、一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

２　計画の位置付け

千葉市生涯学習推進計画は、千葉市学校教育推進計画とともに、教育基本法１７条第２項に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、位置付けられるものであり、地域社会で実施される教育（社会教育）と、それに関連する重要施策を対象範囲とする。

３　第５次千葉市生涯学習推進計画期間中の生涯学習の取組み

生涯学習の普及啓発、学習機会の提供等を通じた学習活動の支援、学習活動の成果と活用による地域づくりの視点を踏まえ、第５次千葉市生涯学習推進計画（以下「第５次計画」という。）では、「市民が自ら学んだ成果を生かし、活力あるコミュニティを形成できる環境づくりを進める～学びを通して地域がつながるまち 千葉市～」を目標とした計画づくりを行うとともに、国の第２期教育振興基本計画等を踏まえつつ千葉市新基本計画や実施計画との整合性を考慮しながら、本市の現状に即した取組を行ってきた。令和２年度に行った第５次計画の進捗状況の点検・評価の結果は以下のとおり。

［教育委員会事務点検・評価（令和２年度）］

（１）全体の評価について

成果指標	指標数	◎	○	×	－
１　学習活動のきっかけの提供	4	1	0	2	1
２　多様な学習機会の確保	3	1	0	2	0
３　学びを生かしたコミュニティづくり	3	1	0	1	1
合　計	10	3	0	5	2

◎ … 最終目標値（R3末目標値）以上のもの　　○ … 最終目標値（R3末目標値）の80%以上のもの
× … 最終目標値（R3末目標値）の80%未満のもの　　－ … 達成率で評価しない（できない）もの

アクションプラン	事業数	達成	順調	遅れ	休止	中止
１　学習活動のきっかけの提供	20	10	5	4	1	0
２　多様な学習機会の確保	29	8	10	10	1	0
３　学びを生かしたコミュニティづくり	17	0	10	7	0	0
合　計	66	18	25	21	2	0

達成 … 最終目標（R3末目標）以上のもの　　順調 … おおむね順調に進捗しているもの
遅れ … 進捗状況に遅れが出ているもの　　休止 … 事業を休止したもの

ア　新型コロナウイルス感染拡大の影響があるものの、昨年度と同様、アクションプランの進捗状況は達成・順調の項目が多い。

イ　成果指標の達成状況は◎・○（「R2 末実績値と H27 末現状値の差」が「最終目標値（R3 末目標値）と H27 末現状値の差」に対し 80%以上であるもの）の項目は少なく、実施している取組が成果として表れていない傾向が見られる。

ウ　成果指標の妥当性、成果指標とアクションプランとの整合性、今後も続くことが予想されるコロナ禍での取組等を含め、より効果の高い事業を実施する必要がある。

（２）千葉市教育委員会事務点検・評価委員（※）による評価（令和２年度　総括的所見）

ア　新型コロナウイルスの感染拡大の状況により従来の業務が制限されたことで、各施設においては管理・運営に種々苦慮されたことが想像される。

イ　限られた条件の中で工夫や趣向をこらし、市民へのサービス向上に向けた新たな取り組みを果敢に行ってきたことを確認した。

ウ　施設の閉館や入場者制限が要請される中、事業数や入館者数などの従来の指標による評価は意味をなさないことから、この機としては、予想しなかった事態への対応や実践を積極的に評価し、また、その実践を検証、記録し後世に伝えることがより肝要と思われる。

（※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第２項の規定により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている。）

４　第６次千葉市生涯学習推進計画の対象期間

第5次計画が令和3年度までの計画であることから、第6次千葉市生涯学習推進計画（以下「第６次計画」という。）は令和4年度からの計画となるところだが、千葉市の基本計画や国の「教育振興基本計画」の次期計画が令和5年度から開始する予定であることを踏まえ、これらの計画との整合性を図るという観点から、第5次計画の期間を1年延長し、第6次計画は令和5年度から開始することとする。また、千葉市の次期基本計画が令和 14 年度までの 10 年間の計画であることを踏まえ、第6次計画も令和 14 年度までの 10 年間の計画とする方向で検討を進める（学校教育推進計画との整合、教育大綱との関係について要調整）。

計画対象期間

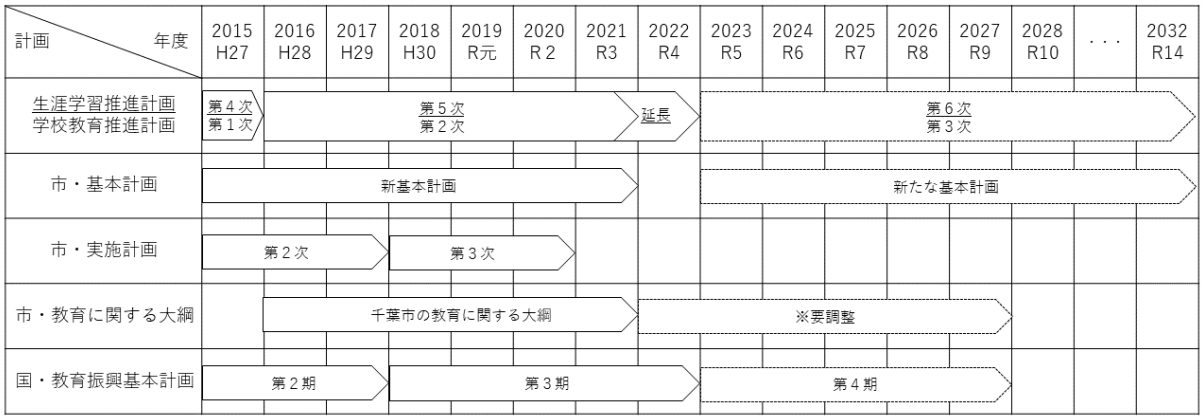

５　第６次計画の検討の視点

（１）第５次計画の課題への対応

ア　計画の進行管理にかかる課題

第５次計画では、各施策は順調に進んでいるものの、成果指標の達成につながっていないことが課題になっており、理由として以下のことが考えられる。

①　網羅的にアクションプランが並んでおり、成果指標の達成に真に必要なものとなっていない。
②　生涯学習の理念が広く浸透しておらず、本市が目指すべき姿等が共有されていない。

こうした課題を解消するために、第６次計画では以下のことに留意して検討を行うこととする。

①　本市の生涯学習が目指すべきものを見据えた上で、その実現のための計画とする。
②　現場の施設や利用団体、利用者、地域への周知に力を入れる。（計画概要の作成等）

イ　生涯学習の推進にかかる課題

①生涯学習に関する情報提供をより充実させる必要がある。
②学習環境・施設の充実を図る必要がある。
③市民同士が学びあい、地域課題の解決に資する多様な学習機会の充実を図る必要がある。
④地域のリーダーやボランティアの発掘、人材育成に力を入れる必要がある。

（２）第５次計画の継承

これまでの本市の生涯学習推進計画は、教育基本法第３条で規定されている生涯学習の理念「一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」をめざした計画を継承しており、第６次計画においても基本的に継承する方向で検討を進める。

（３）あらたな視点

ア　インターネットが生活のオプションから、生きていくための情報を得るツールになりえる時代において、ICT 機器を利用できる者とできない者の格差（デジタル・デバイド）の解消を図る。

イ　新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対し、学びを通じて人々の生命や生活を守る生涯学習の視点が重要となり、必要な知識を得たり地域課題に向けて共に学びあったりする機会の充実を図る。

６　第６次計画策定における留意点

（１）　目指すべき姿の達成状況を適切に把握・評価できる成果指標を検討する。

（２）　「学びはじめ」から「学習機会の提供を受けた学習活動」を経て「学習成果の活用による地域づくり」が実現できる環境づくりを引き続き継承する。

（３）　集まって講座に参加する形態だけでなく、個人でインターネットを活用し調べる形態も学習といえる。個人が自由に利用できる場の考え方も求められる。

（４）　公民館などの社会教育施設で、子どもや若者が地域の課題解決に主体的にかかわることは、主権者意識の涵養にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育むうえで重要。

（５）　地域の多様な人たちが相互に理解しあい、共生できる環境をつくるうえで、学びの活動と、地域をつないでコーディネートする人材が重要。

（６）　人生 100 年時代であり、高齢者や障害者も心身の健康を保持しながら、必要な時に必要な学びを通じ成長し、活動することが求められる。

（７）　新型コロナウイルス感染拡大によって、新しい技術を活用した「オンラインによる学び」が広まりつつあるが、「対面による学び」の組み合わせにより、多様な交流や人と人とのつながりを広げる可能性があるなど、学びが更に豊かなものになる。

（８）　新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対し、学びを通じて人々の生命や生活を守る「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要。

７　第６次計画の全体像と柱の検討

以上を踏まえ、第６次計画の全体像と柱の素案を以下のとおり作成した。今後更に検討を深めていくこととする。

目指すべき姿

一人ひとりが学びを通して地域で活躍し　みんなが輝くまち　千葉市

目　　標

新しい時代の市民の学びを支え、安心で活力あるコミュニティを形成できる環境をつくる

＜全体像イメージ図（第５次計画の全体像・柱を継承）＞

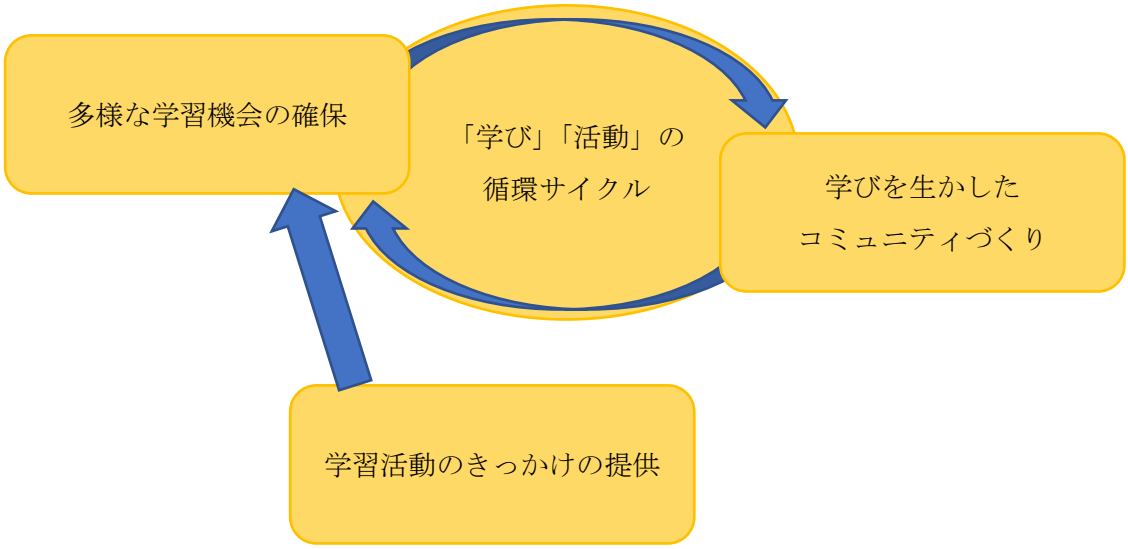

８　ＰＤＣＡサイクルに基づく計画の点検・評価

計画（Plan）に基づく、実施（Do）と確認・評価（Check）、さらには改善行動（Act）へと続くマネジメントを適切に行う。また、本計画の評価は、成果指標の達成状況により行う。

（１）成果指標の目標値

策定時に、令和４年度末現状値に対し、「令和９年度末目標値」を定め、中間年度（令和９年度）に、令和 14 年度までの目標値への更新を行うとともに新たな指標の追加についても検討する。

（２）評価基準

現状値（令和４年度末）から、目標値（令和９年度末）への達成状況で示す評価とする。

【進捗管理】

◎（達　成）：現状値が中間目標値（令和９年度目標値）以上

○（順　調）：「現状値と令和４年度末現状値の差」が「目標値と令和４年度末現状値の差」に対し「進捗年/５年」以上（現状値は最終目標値未満）

×（遅　れ）：◎、○に該当しないもの

（３）中間年度におけるアクションプランの見直し

変化への対応と実行力のある計画とするため、アクションプランについて、中間年度での見直しを行うこととし、５年間の評価と検証や新たに設定する成果指標・目標値を踏まえ、アクションプランを再構築する。

９　策定体制

（１）庁内

ア　委員会内の承認・決定手続

生涯学習振興課内で協議し、教育長の承認を得る。

適宜図書館・学校教育部と調整

イ　その他の承認・決定手続

関連市長部局（総合政策局、市民局、こども未来局）と調整

調整会議・政策会議で承認を得る。

（計画に掲載する個別の事業の選定、達成指標の設定等：各関連部長の承認）

ウ　総合教育会議

首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第１７条に規定する基本的な方針を参酌して、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めると示されていることなどから、第６次計画策定に当たっては、総合教育会議においても議論を行うこととする。

（２）有識者からの意見聴取

計画の策定にあたり、学識経験者、経済団体代表、生涯学習及び社会教育の関係者、学校教育の関係者、公募委員等で構成される生涯学習審議会において多様な意見をいただき計画に反映させる。

（３）市民意見の反映について

ア　意識調査

計画策定にあたり、生涯学習に対する基本的な意識・実態等を把握することを目的に意識調査を実施する。

生涯学習基礎調査

A：市民（無作為抽出）

対象数：２，５００人　　時期：令和３年９月

B：市内活動団体（公民館・コミュニティセンター登録団体から無作為抽出）

対象数：１，０００団体　　時期：令和３年９月

イ　パブリックコメント

重要な施策の意思決定の過程における透明性の向上を図るとともに、市民参加を推進するため、パブリックコメントを実施する。

１０　策定スケジュール

日程	主　な　内　容
R3.6	策定基本方針（案）作成・検討
7	教育長、次長レク ［策定基本方針案（方向性）　説明］ 生涯学習審議会 ［諮問、策定基本方針案（方向性）検討、現状と課題（R2 事務点検・評価）］ 実態調査発注
8～10	事務局・各課 ［施策骨子案（施策）検討、現状と課題（Ｒ２）］ 実態調査実施
11	生涯学習審議会 ［施策骨子案（施策）検討、実態調査（速報）報告］
12	教育委員会委員協議会　［施策骨子案（施策）報告］ 総合教育会議　［施策方針・骨子（案）意見交換］
1	事務局 ［計画原案（アクションプラン）作成］ 実態調査報告書完成
2	生涯学習審議会 ［計画原案（アクションプラン）検討］
R4.5	事務局 ［計画案（アクションプラン：目標値有作成)］
7	生涯学習審議会 ［計画案（アクションプラン：目標値有作成）検討、（R3 事務点検・評価）］
8	教育委員会委員協議会［計画案（アクションプラン：目標値有作成）検討］ 政策会議
9	パブリックコメント 議会説明
11	生涯学習審議会［答申］ 教育委員会会議［計画策定］　※市の実施計画との調整により変動あり
12	総合教育会議［計画策定報告］